

福島県からのお知らせ

応急仮設住宅の供与期間について

下記の市町村（区域）から避難されている方は、
平成31年3月末まで供与期間が延長となります。

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域（6町村）

南相馬市、川俣町及び川内村の一部区域（3市町村）

南相馬市の帰還困難区域及びH28.7.12に避難指示が解除された区域（小高区など）

川俣町のH29.3.31に避難指示が解除された区域（山木屋地区）

川内村のH28.6.14に避難指示が解除された区域（下川内字貝ノ坂、荻の地区）

※福島県外の借上げ住宅、雇用促進住宅及びUR住宅についても、上記のとおり対応していただくよう、福島県より要請しております。

※建設型仮設住宅については、空き住戸による防火・防犯の問題や維持管理等の理由から、供与期間終了の前においても、入居者の住居の確保状況や意向を尊重しながら、県と管理市町村の協議の下、必要に応じて撤去集約化を検討していきます。

平成31年4月以降の供与について

○川俣町、川内村のほか、南相馬市、葛尾村、飯舘村の帰還困難区域以外の区域から避難されている方

平成31年3月末をもって終了となります。

※自宅建築・修繕等の工期の関係で、住宅の再建が完了しない世帯につきましては、個別に延長することを検討しております。

○富岡町、大熊町、双葉町、浪江町のほか、南相馬市、葛尾村、飯舘村の帰還困難区域から避難されている方

避難指示区域の実情や、解除後の住まいの確保状況などを踏まえ、今後判断します。

取扱いにつきましては、改めてお知らせします。

問い合わせ先 《福島県 被災者のくらし再建相談ダイヤル》

0120-303-059

受付時間/午前9時～午後5時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

